

決 定

上記被告人に対する建造物侵入、現住建造物等放火、殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について、次のとおり決定する。

主 文

本件控訴は、令和7年1月27日取下げにより終了した。

理 由

- 1 被告人が、令和7年1月27日、勾留されていた大阪拘置所の長の代理者に対し、本件の控訴取下書を差し出したところ（以下、「本件取下げ」という。）、主任弁護士及び弁護士らは、本件取下げについて、被告人が、控訴取下げによる自らの不利益を真の意味で理解せず、自己の権利を守るための正常な判断をできないまま行った無効なものであると主張する。しかし、当裁判所は、本件取下げを有効なものと判断したので、その理由を説明する。

2 本件の概要

被告人は、①放火殺人を計画し、令和元年7月18日、70名の従業員がいる株式会社Aアニメーション（以下、「B」という。）Cスタジオに侵入してガソリンをまいて点火し、同建物を全焼させるとともに、上記従業員のうち36名を殺害し、34名（うち32名は傷害を負った）については殺害するに至らず、②同日、柳刃包丁6本を携帯したとして、令和2年12月16日、起訴された。

原審では、本件犯行当時の被告人の責任能力の有無及び程度が争われたところ、原審裁判所は、被告人が、本件犯行当時、妄想性障害にり患していたが、被告人の妄想は、犯行動機の形成に影響しているものの、犯行手段の選択にはほとんど影響していないなどとして、心神喪失や心神耗弱の状態ではなかったと判断し、令和6年1月25日、被告人を死刑に処した。

これに対し、原審弁護士は、同月26日、控訴を申し立て、被告人も、同年2

月7日、控訴を申し立てた。

3 本件取下げに至る経緯及び本件取下げ前後の事情

関係証拠及び当審における事実取調べの結果によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 原審公判前

被告人は、原審の公判開始前、D医師による鑑定について、「鑑定は受けたくない。」「これ以上やっても仕方がない。」「どうせやっても、どうせ死刑なので」「自分はもう死刑受け入れてるので」といった発言をしていた。また、D医師との面接の際には、「今回の裁判に関しては、結果からすれば極刑以外はあり得ないし、裁判はできるだけ早く終わらせたいたい。」旨の発言をしていた。

(2) 原審公判中

被告人は、令和5年10月26日の原審第14回公判において、D医師が被告人を妄想性障害と言い、Bによる盗作の話が妄想であると証言するのを聞いて非常に怒っていたが、後に原審弁護士から、心神喪失と認められたら減刑になるから作戦としてやったことである旨の説明を受けて、全て納得したわけではないものの、その話に乗ろうという気持ちになっていた。

また、被告人は、令和5年12月6日の原審第21回公判において、本件につき、極刑で償うべきだというふうにとらえている部分がある旨の供述をした。

被告人は、原審判決前には、「自分は30人以上殺してしまったので、責任をとらなければならない。」「死刑になるのは間違いない。」「旨の発言や、「控訴をしない。」「控訴しても死刑は変わらない。」「弁護士は控訴するだろうが、被告人が自分で取り下げるかもしれない。」旨の発言をしていた。

(3) 原判決後、原審弁護士による控訴申立てまで

被告人は、原判決の宣告された令和6年1月25日、拘置所職員に対し、死刑判決については「予想していたとおりですが、へこんでます。」旨述べ、原審弁護士については「裁判中、弁護士の作戦で自分を心神喪失者などにしよう

として、結果、死刑判決となり、弁護士には『なにやってんだよ』って気持ちになりました。」、控訴については「自分ではどっちでもいい。弁護士が申立てをするそうだが、自分を取り下げるかもしれない。」旨述べた。

原審弁護士は、同月26日、控訴を申し立てた。

被告人は、同月27日、原審弁護士であったE弁護士に対し、にらみながら、「EとFは解任届を出してほしい。」と言い、その理由として、「G大臣やH大臣の話が妄想だと言われるならまだ分かります。でも、Bからパクられたことまでもが妄想だと言われて、裁判所もそう認定した。そう持っていったのはEとFだということは否定できないですね。」と言い、「被告人質問で、F先生から、現実の世界と被告人の見ている世界で起きている出来事が違うということについてどう思うか、という質問を聞いて、『やられたな』と。手のひらを返されたというか。自分としては、すべてが妄想で片付けられてこのまま終わることは受け容れられない。」などと述べた。また、その際、被告人は、「自分は右腕しか火傷していないのに、気付いたら全身火傷の状態だった。硫酸でもかけられたのではないか。事件直後の録音もおかしい。名前とは聞かれて被告人名を答えていたが、実際は名乗っていない。あの録音は偽造。この捜査全体に大きな力が関与していると思っている。」旨を述べた。

被告人は、令和6年1月29日、原審主任弁護士に対し、E弁護士とF弁護士について言い過ぎた旨述べて謝った。

被告人は、令和6年2月2日、記者から、「I」の差し入れを受けた。

被告人は、抗精神病薬について、令和6年2月2日までは、クエチアピンとリスペリドンを服用していたが、拘置所の医師の判断により、同日から同月13日までの間に、セレネースとウィンタミン散に変更された。この服用薬の変更について、被告人は、「飲んだら楽になっただけでなく、頭の回転も悪くならなくなった。」、「劇的に改善された。怒りとか負の感情みたいなものがある程度収まる。怒りの強度が低くなり、緩やかになる」旨の供述をしている。

また、服用して1か月か半月くらいで効果が出た旨の供述をしている。

(4) 原審弁護人による控訴申立て後から本件取下げまで

被告人は、令和6年2月21日の接見の際、「日本経済が危険水域にきているという話をすると、・・・銀行の取り付け騒ぎみないなのが起こって日本が大変なことになるので、日本全体のことを考えると、誰かが『被告人は妄想性障害だ』とでも言って妄想だということで落ち着かせないといけないので、F先生がD先生を連れてきてそう言わせたことは、いわば汚れ役というか、やらないといけないかなと、日本全体のことを考えて、自分ももっと大人にならないといけないかなと、清濁合わせ飲むというか」といった発言をした。

被告人は、令和6年3月12日、病棟個室に移り、ラジオを聴けるようになった。

被告人は、令和6年10月24日の朝、前日と違って思いつめた表情をしており、拘置所職員に対し、控訴の取下げを申し出た。被告人は、その理由について、「スマート家電のアイデアが最近全く浮かばず限界を感じていたところ、Jで悪さばかりしていた時に毎日のように流れていたKのLって曲が昨日の夜ラジオで流れた。職員がわざと流しているのかとも考えた。自分の考えが煮詰まっているときに、昔、毎日のように聞かされていた嫌な記憶のある曲が流れて、何もかもどうでもよくなった。」と説明した。しかし、拘置所職員から、現在の気持ちを弁護人に伝えるべきだと言われると、一、二分後には控訴の取下げをやめた。

被告人は、令和6年12月12日、主任弁護人から、控訴審の公判が行われる前にM医師と面会してもらい旨伝えられ、了承した。同月20日、同月27日、令和7年1月10日、同月17日及び同月24日の各接見時には、被告人に変わった様子は見られなかったが、同月17日の接見の際、被告人は、M医師との面談時期について気にしており、同月24日の接見の際に、主任弁護人が、M医師との面談時期は4月から10月のどこかと思われる旨説明した。被

告人は、令和6年3月中旬以降、令和7年1月18日以外は、拘置所職員に対しても、感情をあらわにするようなことはなかったし、弁護人との接見時に怒った様子を見せることもなかった。

一方、被告人は、令和7年1月18日午後11時前頃、居室の扉を数回たたき付けたため、静穏室に移されたが、翌19日の昼過ぎには、元の居室に戻された。同月20日、被告人は、居室の扉をたたいた理由について、公安が嫌なラジオを流したり、大声を出したりする旨の説明をした。

(5) 本件取下げ時

令和7年1月27日、被告人は、拘置所職員に対し、控訴取下げを申し出て、刑が確定することもあると告げられても、「刑が確定してもかまいません。」と述べ、原審弁護人の弁護内容に関する不満を述べるなどして、控訴取下書を提出した。同日実施された拘置所職員による面接では、控訴を取り下げたことについて、「裁判のことを考えなくていいので、少しは気が楽ですが、死刑が確定したら、執行の日はその朝に言われる・・・のがプレッシャーになると思う。」旨述べた。また、控訴を取り下げた理由については、「一審の時にF先生が鑑定医を探してきて、日本一の人だから、被告人さんのいいようにしてくれるよって言った・・・のに、自分の言っていることが妄想だと言われた。今度、控訴審でも弁護士が鑑定を申請すると言っていて、同じこと繰り返して、また妄想って言われるなら、何のために裁判するのかわからないので、取り下げた方がいいと思った。」旨の説明をした。また、一審で言えなかったことについて控訴審で言いたいと言っていたのではないかと問われて、「被害者の遺族が面会に来てくれたこともあって、Bにつぶされたのは私一人じゃないって伝えることができ、遺族も共感してくれた。」旨述べた。

(6) 本件取下げ後

令和7年1月28日の接見の際、同月27日に被告人が述べていたのと同様の理由で控訴を取り下げた旨の説明をしていたことがうかがわれる。また、そ

の背景として、二、三日夜中に奇声を上げる人がいて、前の週に眠れない日が続いた旨の説明をしたことがうかがわれる。

令和7年1月29日の接見の際、控訴を取り下げたことについて、「こんな大事になるとは思わなかった。多くの記者や、遺族、弁護人が来たが、取下げの時は、そこまで深く考えていなかった。一時の感情みたいなもので、取下げを出した。先週1週間くらい寝れなかった。」旨の説明をした。また、鑑定について、「変わらない会話をして、変わらない裁判が行われて、変わらない判決が出るんじゃないか。自分自身、絶望というのではないが、嫌気みたいなものはあった。自分としては小説がパクられたことがあって、そういう話はするものの、鑑定で握りつぶされた。それがずっと胸の中に残っていた。」旨の説明をし、「Bに潰された作家は一人じゃないということ、遺族が快く聞いてくれたから、二審で言うこともない、というのがあった。」旨述べた。さらに、裁判を続ける意味について、「これだけ大きな事件を起こして、何かが変わるかと思ったときに、現状としてその可能性は皆無に等しいと思っている部分がある。そのこととナンバーツーのことは関係している。『N』と言われた。『I』という本で、それを見たときに、今回の裁判はそういうことだったのかと思った。一人で30人というのは、戦後最悪だという記事も入ってきたりしているし、そういうことも含めて、裁判をやったところで何か意味があるのかと思っている部分がある。」旨の説明をした。

令和7年1月30日の接見の際、被告人が話した内容を、弁護人が「控訴取下撤回書」としてまとめ、翌日、被告人がその内容を確認して署名・指印した。この控訴取下撤回書には、「最近2週間くらい、叫ぶ人がいて夜中に起こされたりして腹が立って部屋のドアをドンドン叩いたことがあり、眠れなかった。去年の年末頃にも、覚えてないが別の原因で眠れず機嫌の悪い時期があった。そのように眠れないし、また、精神鑑定で色々聞かれても結局何も変わらないだろうし、嫌な気持ちもあり、裁判をやる意味あるのかなと思ってしまい、2

7日の朝に控訴を取り下げた。28日以降、全部で26人くらい面会に来たり、弁護士が3日続けてくるとかただ事でないし、控訴取下げでこんな大事になるとは思っておらず、後悔しかない。」旨の記載がされている。

令和7年1月31日の接見の際、被告人は、控訴審が進むことについて嫌な気持ちがあったとし、その理由として、「これだけやったら何かが変わるとは到底思えないというか、控訴したとしても、その先、上告したとしても、これだけの大事件で何かが変わることはないだろうというのがあって」と述べた。

4 本件取下げに関する当裁判所の判断

- (1) 本件取下げが有効であるためには、被告人において控訴取下げの意義を理解し、自己の権利を守る能力を有することが必要であるが、被告人が控訴取下げの意義を理解していたことは明らかである。

すなわち、被告人は、令和7年1月27日に本件取下げを申し出た際、拘置所職員から刑が確定する旨を告げられたのに対して、刑が確定してもかまわない旨の発言をし、同日拘置所職員から控訴を取り下げた心境を尋ねられた際に「裁判のことを考えなくてもいいので、少しは気が楽ですが、死刑が確定したら、執行の日はその朝に言われる・・・それがプレッシャーになると思う。」旨の発言をしたことが認められることに加え、被告人自身、令和6年10月24日に控訴を取り下げようとして断念したときから、控訴を取り下げれば死刑判決が確定することは分かっていた旨供述している。以上のような本件取下げ当時の被告人の言動や、被告人の供述状況を踏まえると、被告人が、本件取下げ当時、控訴の取下げにより訴訟が終結して死刑判決が確定することや、控訴の取下げが死刑の執行に直結することを理解していたことは明らかであるから、被告人が、控訴取下げの意義を理解していたと認められる。

- (2) 自己の権利を守る能力を有していたかについて

ア 自己の権利を守る能力とは、被告人本人が自己の上訴権を守ることでできる能力であり、その能力を有するか否かについては、当該訴訟行為のもたら

す法律効果の重大性、意思決定過程に作用した精神障害の有無・程度、精神障害の原因と訴訟手続との関係、当該訴訟行為をした動機・目的等の諸事情を総合考慮して判断する必要があると解される。そこで、上記諸事情を踏まえて検討する。

イ まず、当該訴訟行為のもたらす法律効果の重大性については、控訴の取下げは、有罪判決を確定させるもので、他の訴訟行為と比べて格段に重大な不利益を伴うものであり、特に第1審で死刑が宣告されていた本件においては、自己の権利を守る能力は厳格に解する必要がある。

ウ 次に、被告人が本件取下げをするに当たり、その意思決定過程に作用した精神障害の有無・程度について検討する。

本件取下げに当たり、被告人に拘禁反応が生じていたことをうかがわせる事情は記録上見当たらない。一方、D医師の証言によれば、被告人は、本件犯行以前から、妄想性障害に罹患していたことが認められるから、同障害が本件取下げの意思決定過程に作用したかが問題となる。

(7) 被告人は、本件取下げをした理由について、①控訴しても、これだけの大事件（戦後最悪の事件）で何か（死刑判決）が変わることはないだろうと思った、②原審において弁護人が探してきた鑑定医（D医師）に、被告人の話を妄想と言われ、控訴審でも弁護人が鑑定を申請すると言っているが、同じことを繰り返して、また妄想と言われるなら、何のために裁判するのか分からないので、取り下げた方がいいと思った、③控訴して望みを残して最終的にカットされ絶望感を覚えるなら、自分から取り下げた方が気が楽、④夜中に叫ぶ人がいて2週間くらい眠れず、かんかんに怒っていた、⑤面会に来てくれた被害者の遺族に、Bにつぶされたのは被告人1人ではない旨伝えることができ、遺族も共感してくれた、などと説明をしている。

(イ) この点、①については、前記のとおり、被告人は、原判決よりも前から、

「30人以上の人を殺してしまったので責任をとらなければならない。」
「結果からすれば極刑以外はあり得ないし、裁判はできるだけ早く終わらせたい。」といった発言をしていたこと、その後、原審弁護人から、Bによる盗作の話が妄想であると主張することが減刑されるための作戦である旨の説明を受けて理解していたが、原判決後、その当日に、拘置所職員に対し、死刑判決が予想どおりであった旨述べていることに加え、被告人は、当審での事実取調べにおいて、死刑しかありえないと考えていた理由について、事件の大きさや緻密性（例えば、ガソリンの引火点のレベルを把握したり、犯行を実行する時間を計算したりしたこと）、動機の内容（恨み）からすると、素人考えでもそのような考えになる旨の供述をしたことを踏まえると、死刑判決が変わらないであろうと被告人が考えた点に妄想性障害の影響はないか、あったとしてもその程度は小さいと認められる。そして、被告人には妄想以外の症状は認められず、妄想以外の部分は基本的に正常であり、判断能力には問題がなかったと認められることからすると、①を理由とする本件取下げの意思決定過程に妄想性障害の影響はほとんど認められない。

これに対し、M医師は、被告人が、③のように、控訴して望みを残しても最終的にカットされて絶望感を覚えるなら自分から取下げをした方が気が楽といった説明していることや、拘置所内でもナンバーツーから干渉を受け続けていることを踏まえ、控訴をしても死刑は免れないという確信は妄想に基づいているとし、本件取下げは、ナンバーツーをめぐる被告人の体験が強固な妄想である以上、妄想に直接的に影響された行為であるという。しかし、被告人が、本件の重大性等を踏まえて、死刑になるだろうと考えていたことは前記のとおりである。また、被告人は、ナンバーツーからの「上げて落とす」の意味について「無罪になるかもしれないと期待させておいて、結局、死刑になる」ということかと問わ

れたのに対し、「そういう意味もなくはないかなっていう気がします。」

「アイデアで億万長者になれるじゃないか」「それだけの作品書けるんだったら億万長者になれるじゃないか」「そういうふうなもので上げていって。それで、今の現実を見ていただければ分かりますけど、死刑囚になってるっていう落とし方があるわけじゃないですか」と答えており、被告人供述を前提としても、死刑判決を免れることができないと考えた理由に関し、ナンバーツーの妄想の影響がさほど大きくなかったことがうかがわれる。さらに、被告人は、「自己責任というものを重要視していて、最高裁まで争って死刑と言われるのは、人からの責任だと思うが、自分で取り下げれば自己責任となると考えていた」旨の供述もしており、自己責任を積極的に果たす観点からも取下げを考えていたことが認められる。加えて、被告人は、控訴取下げにより一番後悔している点は、弁護人に負担をかけたり、迷惑をかけたりしたことである旨述べ、控訴取下げによって、死刑が確定するかもしれないということに関しては後悔していない旨の供述もしている。上記M意見は、このような事情を十分に考慮することなく、妄想に基づき死刑を免れないと確信していたとするものであり、採用できない。

- (ウ) ②について、前記のとおり、被告人は、Bによる盗作の話が妄想であるとされることに不満を抱いていたが、原審公判中に、原審弁護人から、その旨主張することが減刑されるための作戦である旨の説明を受けて理解を示していた。しかし、原判決では、妄想の認定はされたものの、責任能力は認められ、死刑に処せられたため、控訴審で同様の主張をしても、同じ結果になるのではないかと考えること自体は、何ら不自然ではない。そして、被告人は、死刑になることは覚悟していたことからすると、Bに盗作されたという被告人の話が妄想と認定されることが責任能力を争う上で必要であることを理解していたとしても、そのような認定

をされた上で死刑になるよりは、控訴を取り下げた方がよいと考えることは、正常な精神作用による判断として何ら不合理ではない。一方、後記のとおり、被告人が、妄想の影響により、ナンバーツールの力で、本件の裁判においてBによる盗作等が妄想とされると考えたことがあったとは認められるものの、それを確信していたとは認められない。以上に加え、前記のとおり、被告人の妄想以外の部分は基本的に正常であり、判断能力には問題がなかったことからすると、被告人が②の理由を踏まえて本件取下げの意思決定をする過程で、控訴審でもBの盗作を妄想と認定されると考えた原因として、妄想性障害による妄想の影響があった可能性は否定できないものの、それは一定程度に限られるものと認められる。

これに対し、M医師は、被告人が、原判決の結果、ナンバーツールがどんな手段を使ってでもBによる盗作等をなかったことにしたいと考え、刑事裁判で、「被告人の言うことは妄想だ」と認定させることによってもみ消したのであり、控訴審でもそれは変わらないだろうと確信したとし、刑事裁判も被告人の妄想に取り込まれ、妄想の確信と控訴審の拒否が結びつくことで本件取下げという行為に出たという。そして、その根拠として、記者の差し入れてくれた「I」という本に「N」旨のナンバーツールのメッセージがあり、それを見たときに、今回の裁判はそういうことだったのかと思った旨の被告人の発言を挙げ、ここに控訴審への期待の崩壊が凝縮されているとする。しかし、被告人は、当審での事実取調べにおいて、弁護士から、「I」を読んだ際に上記のように考えた旨弁護士に話したことについて質問されても思い出せず、誘導質問を受けて「多分、それならそれで間違いないと思います。」と答え、さらに、「今回の裁判はそういうことだったのかと考えたこと」も覚えていないとも供述している（なお、当審の被告人質問の終盤になって漸く「こう

いう裁判の流れのことを言っているんじゃないのかっていうふうを感じた部分がありました。」と供述している)。被告人が、弁護士との接見時に上記のような説明をしていることや、前記3(4)の令和6年2月21日の接見時の被告人の発言内容からすると、「I」を読んだ際にそのように考えたことがあったことは認められるものの、それにより本件裁判がナンバーツールの影響下にあると確信し、控訴審への期待が崩壊したのであれば、「今回の裁判はそういうことだったのかと考えたこと」を記憶にないと述べるとは考え難いから(なお、被告人は、ナンバーツールに関わる事柄については、部外者を巻き込まないようにするため、その内容を積極的には話さない姿勢を示しているが、「I」の件については、当審の被告人質問の終盤には特に問われていないのに自ら言及しており、被告人が上記のような配慮をしていたとは考えられない。)、 「I」を読んだことにより、ナンバーツールの力で、被告人の主張するBの行為が妄想と断ぜられると確信するに至ったとみることは困難である。このことは、被告人が、本件取下げ後である令和7年1月29日の弁護士との接見において、控訴審での鑑定について問われた際、「鑑定は、変わらない会話をして・・・変わらない弁護活動というか、変わらない裁判が行われて、変わらない判決が出るんじゃないか・・・自分自身、なんというか絶望というのではないですけど、なんというか嫌気みたいなものはあった。」旨述べていることとも、精神鑑定をして責任能力を争うことについて、絶望したわけではなく、嫌気を感じる程度にとどまっていたという意味において整合するものである。M意見は、その判断の前提として、これらの事情を考慮していないため、採用することができない。

(エ) ④について、被告人は、本件取下げの2週間くらい前から眠れず、本件取下げの当日はかんかんに怒っていた旨供述している。この点、本件取下げの9日前である令和7年1月18日の夜中に、被告人が居室のドア

を何度もたたき、静穏室に移され、その理由について、公安が嫌なラジオを流したり、大声を出したりする旨の説明をしており、現に声を上げる者が被告人の居室の前の居室にいたことからすると、その当日は眠れなかったことがうかがわれるが、被告人の供述を前提としても、本件取下げの直前の日まで同様の状況が続いていたかは明らかでなく、むしろ、本件取下げ当日に拘置所の医師の問診を受けた際には、睡眠は取れている旨の供述をしており、本件取下げ当日に不眠状態にあったかは判然としない。また、被告人が本件取下げ当時かんかに怒っていた旨供述している点については、令和6年10月24日に被告人が控訴を取り下げようとした際、拘置所内で流れていたラジオの曲についての妄想を示唆するような発言をしたことや、前記の居室の扉をたたいた際にも公安に関する妄想をうかがわせる発言をしたことからすると、妄想性障害の影響により被告人が憤怒するなどして本件取下げに至った可能性が問題となり得る。この点、M医師は、前記(イ)(ウ)の各妄想があったことを補強する事情としてではあるが、本件取下げ当時、妄想体験の活発化や治療薬の減量によって被告人の精神症状が悪化していたという。しかし、妄想体験の活発化に関して、M医師は、活発化の定義を明らかにしておらず、また、精神症状が悪化したのではなく、令和6年3月に被告人が転室してラジオを聴けるようになった結果、増加した刺激に反応しているにすぎないという見方も十分にあり得ると述べていることからすると、妄想体験が活発化していたとする根拠は必ずしも明らかでない。また、M医師は、治療薬の減量に関して、令和6年2月に行われた処方変更により、被告人の服用していた抗精神病薬が、クロルプロマジン換算で半分以下に減量されたから、抗精神病薬の減量による妄想の悪化が顕在化したとみることに矛盾はないと述べるが、拘置所の医師は、クロルプロマジン換算量が下がってもその薬が合っていれば病状が良くなることは

あるし、処方変更後の薬はその効き目の一つの指標となるドーパミン作動神経をブロックする作用だけをみれば変更前の薬よりも強い旨述べており、それらについては、M医師も否定していない。そして、被告人は、本件取下後も同じ薬の服用を続けており、最近では怒りが生じてもそれが収まるまでの期間が短くなった旨供述しているところ、そのような場合には、改善、回復の兆しである旨M医師も述べている。そうすると、妄想体験の活発化や治療薬の減量によって精神症状が悪化していたと断定することは困難であり、仮に悪化していたとしても、本件取下時の被告人に変わった様子が見られなかったことからすると、感情をコントロールできていたという意味で、精神症状の悪化の程度はそれほど大きなものではなかったというべきである。

(オ) ⑤については、被告人の主張を、被害者の遺族に伝え、共感を得たことで、控訴審で改めて主張する必要がなくなったため、控訴を取り下げたというものであり、その意思決定過程に妄想性障害の影響はうかがわれない。

(カ) 以上によれば、本件取下げ時に被告人にあった精神障害は、従前から被告人がり患していた妄想性障害に限られ、妄想以外の部分には問題がなかったのであり、同障害が悪化し、本件取下げの意思決定の過程に作用した可能性は否定できないものの、その影響はかなり限定されたものであったと認められる。

エ 精神障害の原因と訴訟手続の関係については、前記のとおり、被告人は、本件犯行時点において既に妄想性障害にり患していたものであり、死刑判決の衝撃といった本件訴訟手続に伴う精神的苦痛によって生じたものではない。そして、本件訴訟手続中に上記障害が悪化した可能性を否定はできないものの、その原因が本件訴訟手続にあったことをうかがわせるような事情は見当たらない。

また、本件取下げをした理由は、前記ウ(ア)のとおりであり、死刑判決宣告の衝撃やそのような事件の公判審理の重圧に伴う精神的苦痛から逃避することを目的とするものでもない。

オ 以上を踏まえると、被告人は、本件取下げ当時、死刑判決の衝撃や訴訟手続に伴う精神的苦痛によって精神障害を生じていた事情は見当たらず、以前から妄想性障害にり患してはいたが、妄想以外の部分は基本的に正常で、判断能力自体は問題がなかった。そして、上記のとおり、本件取下げの意思決定の過程に妄想性障害による妄想が作用した可能性は否定できないものの、その影響はかなり限定されたものであったことからすると、本件が死刑宣告をされている事案であることを考慮して厳格にとらえたとしても、被告人が自己の上訴権を守ることのできる能力を備えていたと認めることができる。

5 以上によれば、本件取下げを無効とすべき理由はなく、本件取下げは有効と認めるのが相当であるから、主文のとおり決定する。

令和8年3月17日

大阪高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 伊 藤 寿

裁判官 坂 口 裕 俊

裁判官 船 戸 宏 之